

Podcast Series: Tokyo Antitrust & Competition Group

Antitrust & Competition Situation Room

香港・中国インタビューサマリー

1. 中国は、大陸法系の国家で、競争当局である国家市場監督管理総局 (SAMR) は、調査だけでなく処分を決定する行政機関である。香港は、中国と別の、コモンロー系の法制度、法律、裁判所を持つ。香港競争委員会が調査を行い、競争審判所が処分を判断する。

2. 中国は、中国経済や消費者への影響のある産業分野に重点を置く傾向がある。香港は、特定の産業分野への偏りは無く、立件しやすい案件を取り上げる傾向があると言える。香港は、個人に対する執行を強化する傾向にある。

注目される執行事例としては、中国では、再販価格維持の取締りが強化されているところ、日本を含む外国自動車メーカーが、ディーラーに推奨価格以上の販売を強制したとして数千ドル規模の制裁金が課された。医薬品分野にも重点が置かれている。外形的には独立した複数の医薬品原料メーカーが、役員の株式保有などで同一の企業体とされて、合計の市場シェアにもとづき支配的地位が認定された事例があった。

香港では、先週、初の罰則が課された事例があり、公営住宅向けの改装業者が、価格拘束と市場分割をしたとして法律の上限額である売上の 10% の制裁金が命じられた。この件では、欧州のような基礎額に加算減算をして制裁金を算出する方式がとられ、また改装業者は手続費用の負担も命じられた。

3. 国際カルテル案件では、リニエンシー申請を行うかどうかにつき、中国、香港それぞれについて検討する必要がある。中国のリニエンシーは、外国企業にとっては不透明なところがあり利用は少なかった。昨年のリニエンシーポリシーの改正では、第 1 順位者が 80% 以上の制裁金の減額が受けられることが明記されたが、他方で、再販価格維持を含むすべての反競争的協定に適用があるという特異な点も含む。香港では、企業に対するリニエンシーポリシーが改定されるとともに、個人のリニエンシーポリシーが策定された。

4. コロナ禍に対応して、SAMR は、企業結合審査が従前どおり影響なく行われることと宣言するとともに、コロナ対策関係の企業の結合審査は迅速処理を行われている。SAMR は、マスクや医療品、その原材料についての反競争的行為の監視を強める一方、協調行為のガイドラインの策

定中である。香港競争委員会は、協調行為の相談を受けて5日以内に当局の判断を下す運用をしている。

5. 中国では、独占禁止法改正案が審議されている。重要点の一つは、審査完了前の結合(ガンジャンピング)に対する制裁金を世界売上の10%とする点である。香港でも昨年からは、公共企業体に執行対象を広げることなどを盛り込む競争法の改正を検討し始めた。